

喜連ジュニアオーケストラ 規約（会則）

1. 名称

本会の名称は、喜連ジュニアオーケストラとする。

2. 資格

本会の会員は、原則として大阪府に在住または勤務する者とする。

3. 目的

本会は、「音楽でつながる愛と希望のオーケストラ」として、平野区喜連の地域に密着し、子どもから大人まで、経験や国籍を問わず参加できるオーケストラ活動を行うことを目的とする。

4. 活動内容

月に3回、金曜日の19時～21時を練習時間とする。

19時に集合、楽器の確認を行ったのち、19時15分ごろよりチューニング・各種練習を行う。

クラシックのオーケストラ曲を中心に、童謡などクラシック以外の曲も必要に応じ取り入れる。

配布する楽譜は原曲通りの楽譜を原則とするが、会員の能力に応じ、音の抜粋をした楽譜を適宜用意する。

選曲は団長が中心となり選定するが、会員からの意見・要望は適宜可能とする。

1年に1回を目標とした定期演奏会および、地域のイベントへの参加・本会員同士の発表会を実施する。

初心者はヴァイオリンを導入楽器として、奏法、音楽の基礎、合奏の相互理解に取り組む。

会員は自身の音楽力向上を目指すとともに、会員同士の交流をもって相互に能力向上を目指すものとする。

5. 役員

本会に次の4役員を置き、会員の中から選出する。

① 団長、②会計、③ライブラリアン、④相談役

以下に各役割を記載する

団長：本会の運営責任者。活動内容の策定、実行を行う。

会計：経理担当。団費の回収、運営に係る費用の調整を行う。

ライブラリアン：楽譜担当。本会で使用する楽譜準備・管理を行う。

相談役：本会の相談役。団の方針、活動内容に対し必要に応じて意見を行う。

運営にかかる決定事項は、上記4役員での合意により決定することとする。

各役員の任期は改選期を経て1年ごとの更新とし、特段の理由が無い限り自動更新とする。

喜連ジュニアオーケストラ 規約（会則）

6. 総会

年に1度、本会の総会を開催し、次のことを決定する。

- ①予算・決算の承認、②役員の改選、③学習計画、④その他、必要な事項

7. 会費

本会の会費は、月額2,000円とし、1か月ごとに、会計に納入する。

会費の主な用途は、練習会場費、運営に係る諸経費、保険代、団保有楽器・備品の管理費とし、予算策定、実績の報告を前項記載の総会時に行うこととする。

8. 講師謝礼

講師等に支払う謝礼金は1回あたり5,000円（学生：3,000円）とする。

エキストラに関しては、練習時2,000円/回、イベント時5,000円/回、定期演奏会時10,000円/回とする。

9. 会員資格

年齢・国籍・経験を問わず参加可能とし、子どもの参加は親子参加を基本とする。

また、10歳未満の子どもに関しては保護者同伴とする。

入団：見学時に配布する案内に対する申込をもって入団とする

退団：以下の事由に該当する者は退団の扱いとし、楽器貸出を含む団活動への参加権利を消失するものとする。

- ・退団意思を表明し団がそれを受理した場合。
- ・団費納入が特筆すべき理由なく滞った場合。
- ・団の方針に対する乖離がある、または団員親睦に支障をきたす場合

また、練習参加が無く、継続意向の表明がない状態で1年を経過した会員は自動的に退団扱いとする。

10. 持ち物

楽器、配布された楽譜、譜面台は原則として会員自身で準備するものとする。

11. その他

- (1) 本会の活動において、この規約（会則）による定めがないものについては、役員の協議または会員による協議により決定する。
- (2) 本会の規約（会則）は、2024年8月2日から施行する。
- (3) 本会の規約（会則）内容を変更する場合、役員協議による発案の上、会員の過半数を超える賛同を得た場合に施行とする。